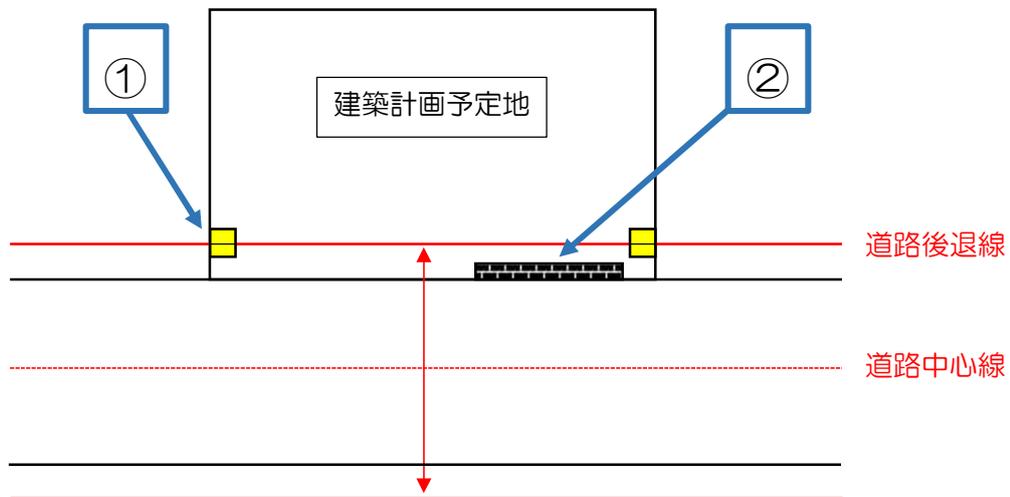


# 後退杭設置のお知らせ

※土浦市では、建築計画予定地が建築基準法第42条2項道路に接する場合、土浦市建築基準法施行細則により、指定確認検査機関や土浦市に建築確認申請を出される前に「市指定の後退杭を設置しなければならない。」としています。

(設置例)



①建築計画予定地の間口に市指定の後退杭や後退の笠の設置をしてください。

市指定の後退杭や笠については、窓口にて無料で配布しています。



(後退杭)



(後退の笠)

②塀や工作物等が後退用地内にある場合は、建築確認申請前に撤去をお願いします。